

宮本市柳井津町津料銀について

小 山 良 昌

一 宮本浦概観

宮本浦は藩政期には岩国領柳井組のうち柳井村に属しており、西は片野川をはさんで柳井津町新市と、東は大田川を境として白濁地区に接している。享保期には宮本浦に約三十戸の集落があり、その内二十二軒の舸子屋敷の存在が知られている。柳井木綿の盛時である寛政期には住民の大半は機織を副業としていた。「浦」としては、政都岩国と商都であり、「岩国領のお納戸」と称された柳井津町を結ぶ通路の中の一浦であり、本藩萩領である大島郡と萩を結ぶ海陸交通の通過地程度の存在でしかない。この浦も十七世紀後半以来「宮本開作」「宮本浜開作」など開作事業が進められて浦も埋め立てられ、海岸線が次第に沖合となってしまう。現在では旧街道に面して細長く住居が立ちならび、その沖合の開作地・塩田跡地は自動車学校や柳井市の卸売センターへと生れ変わり、「浦」の面影は東の白濁方面

にわずかに残されているのみである。

この宮本浦には柳井の氏神である代田八幡宮が鎮座されている。もと柳井村北西部黒杭の地にあったものを当地に移鎮したものとされる。慶安二年の社殿炎上の際に記録類は焼失したと云われ、由来や移鎮の正確な年代は不明である。宮本の西端にあたる須崎一本松の地に代田八幡宮御旅所(古御旅所といひ現在も地名として残っている)があり、そこを根拠地として古来毎月十三日、二十七日の両日を市日と定め、特に八月御祭礼中は多数の人出で賑った。この市を「宮本市」と称んだ。

二 宮本目代及び桐子屋敷の役割

当浦は行政上柳井代官所の管轄下にあり、浦役人としての浦年寄を頂点として浦の統治・運営が行なわれていた。一方、交通運輸に関する実務は目代役がこれを司った。この浦年寄、目代の両役を永年にわたって勤めたのが宮本在住の原家であった。(以下資料・表などは主に原庄二氏所蔵文書より引用した)

目代役は駅通のことを司る地下役人で街道各駅に目代役一人が置かれ、人馬籠などの準備用達及び賃銭徴収をその任務としたといわれる。宮本浦の場合には原家がこれを世襲した。その輸送範囲は一応柳井津町境の新市橋と本藩萩領との境である遠崎までであった。目代所では人馬籠の用達と共に雲上・柳営などの通行時における先導役として「御案内役」「先払役」「枝押へ」「ほうき持ち」「くわ持ち」などの諸役が用意されていて、通行者の身分に応じてその御案内役が多寡が決められたようである。これら案内役及び人夫・馬の出役に従事した者が宮本浦桐子屋敷二十二軒(後二十三軒)の者達であった。それら先導役は左記のような慣例により従事したようである。

御案内役 浦年寄・催相頭クラス、羽織・袴の着用、一刀差

先払役 催相頭クラス、羽織着用、一刀差、素足、菅笠

枝押へ 二刀差、菅笠、やはずからげ

ほうき持ち、くわ持ち 脚半、股引、菅笠、供笠

安政三年九月、殿様柳井地方御巡回の節、先導の規定によると次のとおりであった。

○枝押へ ○ほうき持ち

凡五、六間置く

○枝押へ ○ほうき持ち

刀禰大先払
股引、脚半
弘茂彦兵衛

七、八間置く

御案内、庄屋代リトシテ浦庄屋兼務
原七左衛門
(先例ハ立ち懸ケニ候得共此度ハ袴、もも引立ニシテ相勤可申候事)

右の例は最高待遇者に対する目代所よりの出仕形態であるが、通常の場合は御案内役一人(催相頭クラスの任務)と先払役一人及び運搬役の人馬を荷物が多寡に応じて出役する形式が最も一般的であった。

弘化二年以来の年度別人馬動員の実数は次表のとおりである。

表一

年 度	人 夫	馬	年 度	人 夫	馬
弘化二年	九三一人	八五疋	安政二年	一、三二九人	九八疋
嘉永三年	一、一六七人	九八疋	安政三年	一、三七五人	四五疋
安政元年	一、二八二人	七三疋			

三 宮本市柳井津料銀の由来及びその実態

宮本一本松の代田宮御旅所において毎月二度の宮本市が立ったことは前に触れたが、この宮本市は近隣よりの人出

でかなりの賑いであったようである。その人出を目当てに柳井津町よりは諸商人がここに仮屋を設けて見世を出し、露店が立ち並んだ。この見世や祭礼時における芝居固屋に対して営業許可税ともいべき市銀を徴収した。これを津料銀といい、その起源は不明であるが浦年寄の権限で徴収されてきた。

元来柳井津町は「津町」として発展してきた処である。慶長六年吉川氏の岩国入国に際しては、城下町岩国形成のため柳井津の有力商人を岩国城下へ移住させ城下町の発展をはかるなど、既にその経済力は領主も無視しえないものがあつた。慶長十五年の防長兩國検地に際して、柳井津(以後津町と称する)では既に二百軒の「市屋敷」を数えることができる。この津町の経済力と藩府権力の結びつきにより、津町商人が近郊地域に対して特権的な商権を確立してゆく過程を地元の史料でうかがうことができる(註一皿田家文書、藤元家文書など)。この股賑する津町はずれの宮本市に注目した津町商人は、この御旅所を宮本市と共に津町へ引請たいと宮本浦へ申出をしている。この申出に対して宮本浦中では当然反発があつた訳で、代官、その手子役・後地庄屋・町年寄などの調停の結果、元禄六年酉八月正式に御旅所と宮本市を津町へ引渡すことが決まり、古御旅所を解いて津町へ再建してしまつた。

この移管に際して、その代償として津町より毎年銀三百目宛の市立銀を宮本浦へ支払うことが提案された。しかし浦側ではこの申出に対して、そのような賑銀を受けることは八幡宮の御神慮を売ることになり、それでは御神慮に対して申訳ない、それよりは御旅所を津町へ引渡しはするが宮本市は依然として存続させたい、是迄一本松の見世先に於て徴収してきた津料銀を今後は津町において軒別の市銀として徴収させて欲しい。但これ迄一本松では毎月徴収していたものを今後は七月、八月、十二月の年三度とする。という条件が出され、移管が最終的に行なわれたものであつた。

津料銀を津町において徴収する場合、大別二つの徴収形態がうかがえる。一つは宮本浦から要求のあつたとおり、

津町の各商店から七、八、十二月の三度、徴収するもので、これは津町目代所の裁量により、あらかじめ徴収軒数・各軒別の徴収金額など定められた帳面に基いて徴収する「町方津料銀」、他一つは八月祭礼中に御旅所近辺に行なわれる芝居興行をはじめ、出店・立ち売りなど特に市立によつて特別の益金を挙げえる商売を対象にして一定の金額を賦課する「市懸り津料銀」である。嘉永五年八月における「市懸り津料銀」の徴収基準は左表のとおりであつた。(但、八月祭礼時において芝居興行が行なわれない時は、町方津料の徴収を倍撃とし、市懸り津料銀は徴収しないことになっている)

表二 市懸り津料銀徴収基準

女良家 ^(郎)	一軒に付	十六匁	綱木戸	一軒に付	六匁
げいこ ^(但、舞子は出銀なし)	一人に付	二匁五分	葉売り其外	一人に付	五分
揚屋	一軒に付	六匁	辻見せ出し ^(但、当町の人は一分)	一人に付	二分
小見世	〃	四匁	木売り ^(但、売りの人は一分)	一荷に付	二匁
店見世	〃	二匁	牛房売り ^(券)	〃	五匁
其外見せ物其品に応じ徴銀			半紙売り	〃	八分
水茶屋	〃	四匁	板類売り	〃	八分
昼芝居・別固屋	〃	十匁			

これらの基準に依つて実際に徴収された津料銀は左表のとおりであつた(時代は文化十四年八月分である)。

宮本市柳井津町津料銀について(小山)

表三 町方津料銀

二匁五分	一軒	六分	四軒	二分	一〇軒	二十四文	一軒	六文	四六軒
一匁五分	三〃	五分	三〃	一分五厘	一〃	十八文	一〃	五文	一一〃
一匁二分	二〃	四分	四〃	一分	三七〃	十六文	一〃	四文	一四〃
一匁	二〃	三分五厘	二〃	九十文	一〃	十二文	九〃		
九分	一〃	三分	一〃	四十文	一〃	十文	二〃		
八分五厘	一〃	二分五厘	三〃	三十二文	一〃	九文	二〃		

表四 市懸り津料銀

三十二匁七分	杉原屋	十匁	大 利	四匁	玉 半
七匁五分	屋居其外 清 六	二匁	同 四人分 松 久	四匁	鶴 德
七匁五分	信 宗	七匁五分	小見世 大 宗	四匁	塩 新
二匁五分	同 三人分 大 政	十六匁	同 三人分 大 坂屋	四匁	玉 舛
七匁五分	同 一人分 はり清	十六匁	同 三人分 ひめし屋	二匁	はせ屋善三郎

四 廻子屋敷と津料銀

元禄六年、柳井津町へ移管された宮本市は、その後津町御旅所においてはあまり発展の様子をうかがうことはできない。むしろさびれていったと思われる「市立無之」の記録を見出す。天明期以前、代官佐伯種左衛門の代(元文五

年頃)、津料銀の徴収が思うにまかせず、宮本浦では不足津料銀の補填について代官所に歎願し、津町水主銀の中から充当させることに成功し、天明二年度の不足分は津町目代所にて負担させている。また天明年中には「市立」が行町の「町方津料銀」のみに頼らざるを得ない状態にあり、元禄六年の移管時当初、津町から代償として提示されたなわれず、津「毎年三百目宛津料銀の支払い」に遠く及ばない額を低迷している。

そのうえ、幕末近く世相を反映して要路の往来も激しくなり、廻子屋敷に対する人馬の徴発も頻繁となり(前掲表一)、従って経済的、肉体的負担が過重となっていた。このような過重負担にもかかわらず、宮本市の不振から廻子屋敷に対する報酬として支払われる津料銀の徴収が思うにまかせないため、廻子屋敷の者救済のために新規の津料源を要求したり、津料銀の分配方法に配慮を加えることで救済処置を講じている。

表五 津料銀の年度別配分

	天明二年	天保十四年	嘉永五年	明治四年	同四年十二月案
御上納銀	四匁五分	四匁五分	四匁五分	四匁五分	四匁五分
宮本浦獅子舞	四匁三分	四匁三分	三四匁五分	三十匁	二十匁
宮本浦年寄	四八匁	四十匁	五十匁		
宮本浦目代	四匁	八匁	八匁		その他七匁五分
津町目代	十三匁三分	八匁			
紙墨筆代	一匁一分六厘	一匁一分六厘			
斂方飯代	五匁八分	十二匁	四五匁	五十匁	五十匁
町方加入	八匁六分	六匁		五十匁	五十匁

宮本浦桐子屋敷	四三八匁	一三八匁	一三八匁	一三八匁
川口番所役出張費	四匁	五十匁	五十匁	五十匁
合 計	一三三二匁六分六厘	二六八匁九分六厘	二八匁	二七二匁五分
				三五十匁

表五により年度別配分の変遷をみると、天明二年の津料銀の最高額受取人は宮本浦年寄、ついで津町目代であり、桐子屋敷二十二軒に対しては四十三匁、一戸当り二匁弱である。天保十四年では桐子屋敷二十二軒に対して一三八匁一戸当り六匁、津料銀繫人飯代には十二匁と実労働者に対して増額の傾向にあるに對し、名譽職的な浦年寄、目代に對しては相対的に減額、嘉永五年になるとその傾向はさらに強まり、繫人に対する飯代が手当に変わったと思われる四十五匁と大幅な増額となっている。ここで増額著しい「宮本浦獅子舞」についての性格を示す史料は見当らない。明治四年及びその年十二月の改正案の項をみると、名譽職的な浦年寄、目代への割当は全く姿を消し、実労働者に対する支給のみとなっている。なお「川口番所出張費」の五十匁については番所の出勤を要請する事態がおこったのであろう。それを示す史料も不明である。

一方桐子屋敷救済のための請願や新財源確歩の諸要求を出し、それに対する代官所の回答、津町よりの津料銀の改正など時代を追って挙げてみよう。まず、天保十四年九月「御飯米支給願」ともいうべきものが代官所に出された。

宮本浦船子屋敷之者(略)人夫之儀へ先年船子屋敷廿二軒之者共昼夜番ニ応じ相勤申候、然ニ是迄格別御飯米立も無御座候故大キ迷惑ニ奉存候得共(略)御役目と申心得ヲ以昼夜無差別相勤申候得共近年萩送り別て繁多ニ相成年中之儀ニて御座候ハ、(略)自然と農業向も相怠り候様成所申候、其上夜中は提灯蠟燭ニ至迄人足之者杯ニ仕出しニて御座候(略)彼是年中臨時之諸役目多小浦ニて大キ難渋仕候故、近年御飯米之敷出仕候得共当御時節柄容易

ニ御敷出も難相成と奉存候、然ニ余田新庄之儀は萩大嶋通路之送り場ニて御座候所、御奉書夫々御飯米被仰付候様奉存候、当浦儀も萩送り之儀は同様ニ相勤申候故、何卒両村同様御奉書夫々御飯米被仰付被遣候様下地一統敷出仕候(下略)

「宮本浦と同様柳井組に属する余田、新庄両村は、やはり萩より大嶋送りの通路に当り、諸送り出役など条件は同じであるにもかかわらず、両村では迷惑料、日当ともいうべき飯米が支給されている。処が宮本浦には支給されておらず片手落ちである」との主張である。これに対する回答は十五年余後安政六年に出されている。次に掲げておく。

(略)浦方困窮行詰候趣ヲ以萩奉書送り御立口被仰付候様委曲願出之趣遂沙汰候処、難渋筋無余儀次第ニ付、格外之趣ヲ以下地願出之通萩大嶋送り奉書人馬(略)立口被仰付候事

このような宮本浦からの要求に對して、弘化二年藩府では宮本浦に對して宮本浦人馬諸送りの実態調査にのり出し、人馬出勤及び賃立の内訳の提出を要求している。その内容は左記のとおりである。

(申上候)覚

宮本浦ニて年中人馬御用方相勤候人夫高左ニ申上候

一、人夫高九百三十二人 内四百七十二人 遠崎へ送り方分
内四百六十人 柳井へ送り方分

但、柳井送り、遠崎送り共ニ平シ賃銀五分定ニシ 四百六十六匁

一、馬 八十五疋

内六十三疋 柳井へ送り方分
内二十二疋 遠崎へ送り方分

但、此分柳井も遠崎へ直送りの分 五十目四分

右柳井送り馬六十三疋分

宮本市柳井津町津料銀について(小山)

外ニ公儀送り、御領内送り其外度々凡二百三十人程

壹疋八分立ニノ

五四

合五百十六匁四分

この合計賃銀ニ対して宮本浦舸子屋敷の者に支払われる津料銀は総額一三八匁にすぎず、差引三百七十匁余が舸子屋敷の犠牲分として無料奉仕をしている結果となっている。その他公儀送り、御領内送りの動員数の約二百三十人分を加えるとかなりの過超動員ぶりがうかがえる。

つづいて、嘉永二年十一月には古開作村土手町を対象に「津料銀の新規取り立ての願」が出されている。

先年右宮本市津料銀柳井町にて取繫任来候(略)右繫銀之儀ハ年中萩大嶋送り其外人馬御用向相勤候宮本浦船子屋敷之者に立遣し来候、近来大嶋送り至て繁多ニ相成小浦にて大キ及迷惑候、素り御飯米立も無御座右津料銀も追々減少ニ相成(略)先年津料銀御定之員数ニ相当り候様繫帳割替之儀当夏御願申上置候所、此節町役座ニおいても津料銀割増と申筋も六ツケ敷趣にて、此度之儀ハ改て是迄出銀不仕浦町にて小商内致し候者新ニ津料出銀申付相成候由ニ御座候得共纒之軒数にて(略)然ニ古開作土手之儀ハ当時町部同様ニ商イ仕候、素り津料取繫之儀ハ商イ仕候ニ付て其見世先キにて繫方仕候訳にて御座候故、此度町方右浦町にて商イ仕候者新ニ出銀申付相成申候、右折柄之儀ニ付何卒古開作土手町之儀も浦町同様ニ津料繫方相成候様奉願上候(略)御旅所にて市立賑之儀ハ古開作土手町之賑ニ相成候様奉存候、右ニ付てハ土手町右も津料出銀可仕筋も可有御座様奉存候(下略)

この史料の徴収対象として挙げられた古開作村は、柳井地方で最も早く開作された地域であること(寛文三年)から古開作と称されている。古開作土手町は柳井川をへだてて商都柳井津町に隣接する商業地域であり、商業上・経済上津町の強い影響のもとに存立してきた。土手町は商店が立ち並び津町同様に瓦葺屋根の建築が許可されていた。支配組織も在方、町方に分かれ、土手町々人は町人担当の専任刀禰の下に町組を組織していた。従って外観上は津町の延

長上にあつた訳であるが、内実は津町と比べると商業活動も強く制限され、取扱商品品目制限や仕入れ先の制限、また津町有力商人の貸家に住むなど津町に対して従属的位置に置かれていた(註Ⅱ藤元家文書)。この古開作土手町への「津料銀取り立て願」に対する回答をみることはできない。しかし表六に依ると、

表六 町方津料銀の年度別徴収軒数

天明二年	一四六軒	文政四年	一七五軒	嘉永二年	二九二軒
文化十四年	一六四軒	天保十三年	一三五軒	嘉永五年	三八〇軒

嘉永二年から五年にかけて徴収軒数の飛躍的な伸びがみられることは、この地における徴収が許可されたものと推定される。ちなみに古開作町組の軒数は本軒・亡土を合せて文政十一年の時点で百三十三軒であった。

つぎに嘉永五年二月、嘉永七年の二度にわたり、津町の瑞相寺回向・大師縁日祭日における津料銀取立ての許可願が出された。まず嘉永五年度「取立願」、

三月十五日 瑞相寺回向

両日津料繫

同 廿一日 大師縁日

近来三月大師縁日、端相寺回向小商人出込相応ニ賑候ニ付、此両日津料銀取繫相成候様奉願上候、左様被仰付被遣候得ハ難渋之宮本浦大キ仕合ニ奉存候、宮本津料之儀(略)七月、八月、十二月計之繫方此度三月繫改て御願申上候訳ニ御座候、勿論他所商人右少々宛取繫候儀ニ付てハ柳井町之迷惑ト申筋モ無御座候、其上此度蒙御免繫方仕候ても一ヶ年ニ四ヶ月之繫ニ相成申候、此辺之小商人御本家領え入込候得ハ毎月四市、五市ト申毎度取繫方仕候趣相聞申候、右ニ付宮本津料銀三月分相増候ても下地形諸商人承知仕候様奉存候(下略)

宮本市柳井津町津料銀について(小山)

五五

宮本市柳井津町津料銀について(小山)

五六

嘉永七年度の「取立願」

近年津料銀追々不足ニ付、回向、大師縁日津料銀繫立度奉申上候、繫銀之儀左ニ

他所(商人) 〓十六文、 地店 〓八文、 其外 〓三分五厘見合之事

この年度の取立願についての回答は、嘉永七年八月付で先ず大師縁日分の津料銀の取繋方を許可している。大師縁日分の津料銀の影響については不明である。表五の年度別配分総額が嘉永五年度分に比べて明治四年度分総額に大差がみられず、むしろ減少の傾向にある。大師縁日分の徴収金額はわずかなものであったのだから。

いずれにせよ幕末から明治四年にかけて町方津料銀の徴収軒数の大幅増、市懸り津料銀の大師縁日分の付加にもかかわらず、徴収総額に大きな変動はなく、幕末維新の騒乱期に際して宮本浦の桐子屋敷への出勤要請が高まるとともに、桐子屋敷の者にとってははいよいよ経済的に肉体的に悩まされていたと想像される。この宮本浦の窮状に対して、明治四年柳井津町より津料銀繫方改法の申出がなされた。この申出に基き浦・町の話し合いの結果、同年十二月、左記の津料銀徴収方が定められた。

- 一、銀三十匁 七月十三日 町中軒別繫方分
- 一、同三十匁 〓 〓 古市橋詰にて所々よりの出人より繫方分
- 一、同三十匁 八月十七日 祭日、所々の出商人より繫方分
- 一、同百二十匁 八月 八月市の間、町方より繫方分
- 一、同八十匁 九月一日 還御祭日、所々よりの出商人より繫方分
- 一、同三十匁 十二月廿七日 町中軒別繫方分
- 一、同三十匁 〓 〓 古市橋詰にて所々よりの出人より繫方分

合計三百五十匁

外に芝居興行のない年は八月の町繫分を倍繫とする。また芝居興行を行なう年は町目代所より銀五十目の市懸り津料銀を受けること。

以上の改正は従来のものに比べて徴収金額の大幅増であった。しかしこの改正の実効もわずか一年であった。

明治六年柳井津町より一方的に「津料銀の徴収を相断」旨の連絡を受け、百八十年余りも続いた「宮本市柳井津町津料銀」の徴収もその幕を閉ることとなった。

- 註Ⅰ 皿田家文書「天明三年頃(略) 樋ノ上土手ノ諸商漸次繁昌ナシケレバ、町方ノ商人ニ障リナルトテ惣町中ヨリ役方へ願出ス、樋ノ上側ヨリモ歎願ナシタルモ町方一統ノコトナレバトテ樋ノ上土手ハ餅屋豆腐屋ノ外ノ商ハ一切差留メニナル」
- 藤元家文書「古開作土手筋(略) 何レモ商人諸職人而已住居仕(略) 天明五巳六月百姓之職分ニシテ商売体之儀不致候様ニト御触有之候儀早速川口山根両番所被差出風情悉ク御打セニ相成……。同年十月役人御呼出ニテ(略) 制外之品売買仕渡世可致ト之御事ニテ其旨相守リ綿反物之儀ハ相除キ其外諸品商売仕渡世相管申候、其後文化九申之九月在郷商ヒ向被差留……」
- 同十年酉ノ春町組土手筋之儀も売物品付被仰出、同十一戊ノ二月左ニ廿四品、別紙ニ相記申候品付御渡シ方相成……」
- 註Ⅱ 藤元家文書「建物之儀モ瓦葺御免之御物行有之(略) 仕入之儀ハ何レモ柳井町名買得仕(略) 諸品薄口銭ニシテ度数ヲ本体ニ致シ売事相励ミ申候所、時々町方名故障申立終ニ者御厄害之儀モ出来仕一生之煩ヒ差起リ(略) 已前御書渡有之候品数之外取扱候儀誠ニ不埒千万之儀ニテ奉恐入候得共(略) 難渋之余リ時々御歎願申出候へ共町方之当リ障リモ御座候哉、其儀ナク所詮空敷相成居申候……」